

(参考)

## 平成21年度 東京都税制調査会中間報告のポイント

項 目		内 容
I 税制改革の視点		① 分権を推進し、地方の自主的・自立的な財政運営を確立 ② 公共サービスに必要な財源を中長期的に確保 ③ 少子・高齢化など時代に対応した「公平」を実現
II 税制改革の 方向性	基本的考え方	自主財源である地方税の充実が重要。税収規模の大きい基幹税を国と地方で分かち合うことが適当
	地方消費税 (消費税)	① 少子・高齢社会の安定的な財源を確保するため、地方消費税の充実が不可欠。行政の無駄遣いの見直しと併せ、景気好転を前提に、消費税・地方消費税率の引上げを早急に検討すべき ② 給付付き税額控除など低所得者への配慮を幅広く検討すべき
	法人二税 (法人税)	① 実効税率の引下げは慎重であるべき ② 法人二税は、地方自治体の公共サービスを受ける法人に応分の負担を求めるものであり、引き続き基幹税として役割を果たすべき
	個人住民税 (所得税)	所得税の所得再分配機能の回復が課題であり、給付付き税額控除の導入等を検討すべき
III 地方財政調整制度		法人事業税の一部国税化措置は、分権に逆行。税制の抜本的改革の早期実施という前提が崩れたことから、直ちに廃止すべき
IV 環境税制改革	温暖化対策税	① 広く化石燃料に課税する温暖化対策税を早急に検討すべき ② 消費に近いところでの課税が効果的。油種ごとに炭素比例税率を上乗せする手法を基本とし、既存の徴税機構の活用等により、できる限り地方税とすべき(軽油・揮発油・電気・ガス等) ③ 既存のエネルギー関係税と合わせた負担水準が現行を上回るべき ④ 低所得者などへの十分な配慮が必要
	自動車税	課税標準にCO2排出量基準を併用など一層のグリーン化が適当